

報告第九号

平成二十四年度江戸川区一般会計の事故繰越の繰越使用について

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十三条第三項の規定により、平成二十四年度江戸川区一般会計の事故繰越の繰越使用について、別紙計算書のとおり報告する。

平成二十五年六月十日

江戸川区長 多田正見

平成24年度 江戸川区一般会計事故繰越繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
9土木費	6河川費	排水場の維持補修費 (左近水門耐震補強工事)	千円 49,350	千円 0	千円 49,350	千円 49,350	千円 49,350	千円 0	千円 0	千円 49,350	欄外に記述
合 計			49,350	0	49,350	49,350	49,350	0	0	49,350	

(説明)

平成25年1月末、河川区域内に鋼矢板が残置されていることが判明したことで、河川管理者との工事に関する計画協議及び設計協議が長引き、施工の着手が3月中旬に遅延したため、年度内の完成が難しくなった。そこで、早期完成に向けて翌年度へ繰り越すこととした。

平成25年 6 月10日
江戸川区長 多 田 正 見